

審議参加規定の検討に係る論点メモ

1 総論

- 薬事分科会審議参加規定において、審議参加の制限に関するルールや、これに付随する寄附金・契約金等の受取状況の自己申告の公表ルール等が整備されている。
- これらの情報を踏まえ、本委員会の審議参加規定をどのように設定するか（薬事・食品衛生審議会の規定を準用することで良いか。）。
- なお、利益相反については、臨床研究の実施時にも管理が行われている。

2 その他

- 第2回委員会での議論等を踏まえ、第3回委員会で事務局が対応案又は規程案を提示することを想定（資料1参照）。